第12報に関するQA

掲載No.	サービス種類	キーワード	質問	回答
1	共通	整合性	当該通知のⅢ_留意事項にある「サービス提供回数等との整合性を図る」とはどういうことか。また、利用票(予定)の段階で整合性を図る必要があるか。	居宅サービス計画の第6表と第7表において、提供時間及びサービスコードで齟齬が生じないようしていただくものです。最終的に(実績で)整合性が図られていれば問題なく、必ずしも、利用票(予定)の段階で整合性を図らなければならないものではありません。第5表等に2区分上位の報酬算定について記載していただき、後で確認したときに分かるようにしておく必要はあります。
2	共通	対象者	当該通知を適用する場合、利用者全員を対象としなければならないのか。	利用者全員を対象としなければならないとはされておらず、利用者 に応じて当該通知の範囲内でそれぞれ対応することが可能です。
3	共通	適用日	当該通知の取扱いは、いつから適用されるのか。	通知が発出された令和2年6月1日以降、つまり6月利用分より適用されるものです。(5月以前に遡及されません。)
4	共通	同意	利用者の同意は必ず事前に得る必要があるか。	請求日までに同意を得ていれば請求可能です。(同意日より遡って 報酬請求することの説明、同意を得ることが必要になります。)
5	共通	同意	利用者からの同意は、必ず文書で得ておかなけれ ばならないか。	文書の同意が必須とまでは言いませんが、文書の方が望ましいです。文書がない場合も、同意を得た日時、説明者氏名、相手方氏名、内容等の記録を残すようにしてください。
6	共通	報酬請求	第12報に基づく算定を行った結果、報酬が区分支給限度基準額を上回った場合、超過分は利用者への実費請求となるのか。	お見込みのとおりです。 超過分は利用者に実費請求することとなります。
7	共通	報酬請求	第12報を適用するに当たり、新たに発生する利用者 の追加負担分を、請求しないこと(事業所持ち出しと すること)は可能か。	認められません。 利用者負担が生じることを含めて同意を得ておく必要があります。
8	通所系 サービス	加算要件	当該通知により延長加算を報酬算定する場合、運営 規程の変更等の要件を満たす必要があるか。	臨時的な報酬の上乗せであり、当該加算要件を満たすことを求めるものではありません。したがって、運営規程の変更も延長加算のための人員配置も不要です。なお、当該臨時的な取扱いが終了した場合は、速やかに当該加算を取り下げるものとします。なお、臨時的な取り扱いにより当該加算の算定を行う際に、名古屋市介護事業者指定指導センターへ届け出た事業所につきましては、臨時的な取り扱い終了時に本市で取り下げの手続きを行いますので、別途届出は不要です。

掲載No.	サービス種類	キーワード	質問	回答
9	通所系 サービス	上位区分	「2区分上位の報酬区分を算定できる」とされている 場合であっても、「1区分」だけ上位の報酬区分を算 定することは可能か。	可能です。
10	通所系 サービス	請求回数		可能です。 請求回数を減らすことも、そもそも2区分上位の報酬請求を全くしな いことも可能です。
11	通所系 サービス	提供回数	当該通知の取扱いについて、算定の基となるサービス提供回数は、予定と実績のどちらで計算するのか。	実績で計算します。
12	通所リハビリ テーション	理学療法士等 体制強化加算		当該加算は利用時間1時間以上2時間未満の場合に限られるため、算定できません。
13	短期入所系 サービス	ケアプラン の変更	当該通知に基づき、緊急短期入所受入加算を算定する場合、ケアプランの変更は必要か。	ケアプランの変更までは求めませんが、第12報に基づいて算定した ことが分かるように記録に残すようにしてください。
14	短期入所系サービス	自費利用	短期入所を連続30日を超えて利用した場合の、いわゆる「自費利用」の日は算定の基礎に含めてよいか。	今回の当該通知の趣旨は「報酬に上乗せする」ものですので、報酬 算定できない日については算定の基礎には含めません。
15	短期入所系サービス		元々ケアプランに位置付けられていたサービス利用 についても、当該通知の対象となるか。(本来の緊急 短期入所受入加算の対象ではない場合でも報酬請 求が可能か。)	対象となります。(本来の緊急短期入所受入加算の対象ではなくても報酬請求可能です。)

- ※1 共通: 通所系サービス、短期入所系サービス
- ※2 通所系サービス : 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 ※3 短期入所系サービス : 短期入所生活介護、短期入所療養介護